

障発第0426003号
平成19年4月26日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者支援施設等に係る指導監査について

障害者支援施設等に対する指導監査については、障害福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「障害者支援施設等指導監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いする。

なお、平成15年3月28日障発第0328016号「障害福祉施設等に係る指導監査について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

障害者支援施設等指導監査指針

1 目的

この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長および中核市市長が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第85条および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項の規程に基づき、障害者支援施設および児童福祉施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設に限る。以下同じ。）（以下「障害者支援施設等」という。）の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。

なお、指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号社会・援護局障害保健福祉部長通知）による前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度における本方針による指導監査を省略して差し支えないものとする。

① 一般監査

一般監査は、原則として毎年1回は、実地に全対象障害者支援施設等に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

② 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

ア 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。

ウ 度重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。

エ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

(2) 指導監査計画等

① 一般監査

障害者支援施設等に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。

② 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する障害者支援施設等を対象に

随時適切に実施するものとする。

(3) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市および中核市は、指導監査の対象となる障害者支援施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該障害者支援施設等に通知するものとする。

- ① 指導監査の根拠規定
- ② 指導監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求めるものとする。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第71条、法第86条第1項または児童福祉法第46条第3項の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

4 その他

都道府県、指定都市および中核市は、指導監査の状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行うものとする。

(別 紙)

障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
第1 適切な利用者支援の確保 1 利用者支援の充実	<p>施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。 ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。 イ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努められているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(3) 適切な入浴等の確保がなされているか。 利用者の入浴又は清しきは、適切な方法により行われているか。 特に、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 3 条第 2 項 昭 23 厚令 63 第 2 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 3 条第 1 項、 第 18 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 29 条 昭 23 厚令 63 第 11 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 21 条第 2 項 昭 23 厚令 63 第 10 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>(4) 利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われているか。 排せつの自立についてその努力がなされているか。 トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(5) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(6) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。) また、個々の利用者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</p> <p>(7) 適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。</p> <p>(8) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。 相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(9) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(10) 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>(障害者支援施設等固有の利用者支援)</p> <p>(1) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 21 条第 3 項、 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 31 条 昭 23 厚令 63 第 12 条、第 62 条、第 70 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 11 条 昭 23 厚令 63 第 49 条第 2 項、 第 3 項、第 7 項 第 61 条第 5 項、 第 69 条第 4 項、 第 5 項 第 73 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 30 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 30 条第 3 項 昭 23 厚令 63 第 53 条、第 58 条、第 63 条、 第 71 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 41 条第 1 項 昭 23 厚令 63 第 14 条の 3 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 21 条第 5 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>2 利用者の生活環境等の確保</p> <p>3 自立、自活等への支援援助</p>	<p>(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。</p> <p>ア 基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。</p> <p>イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。</p> <p>エ 発達心理学的処遇は、適切に行われているか。</p> <p>オ おこづかい等の用途について、適切な指導が行われているか。</p> <p>カ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など）</p> <p>キ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</p> <p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p>また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 22 条第 2 項</p> <p>昭 23 厚令 63 第 50 条、第 57 条第 1 項、第 63 条、第 71 条</p> <p>昭 23 厚令 63 第 54 条、第 59 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 10 条 昭 23 厚令 63 第 48 条、第 55 条、第 60 条、第 68 条、第 72 条</p> <p>平 18 厚令 177 第 23 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>(2) 生活介護又は就労移行支援において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 24 条</p>
	<p>(3) 就労移行支援の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 25 条</p>
	<p>(4) 就労移行支援の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援するとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 26 条</p>
	<p>(5) 就労移行支援の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 27 条</p>
	<p>(6) 児童福祉施設関係 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</p>	<p>昭 23 厚令 63 第 51 条、第 57 条第 2 項、第 63 条、第 71 条</p>
	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p>	
	<p>(1) 利用定員及び居室の定員を遵守しているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 36 条</p>
	<p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 6 条 昭 23 厚令 63 第 13 条</p>
	<p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 8 条 昭 23 厚令 63 第 14 条</p>
	<p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 11 条 昭 23 厚令 63 第 49 条、第 56 条、第 61 条、第 69 条、第 73 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。(児童福祉施設へ支弁される障害児施設措置費相当額に限る。) ア 次の条件が満たされた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 a 関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正な法人・施設運営が確保されていると認められること。 b 社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。 c 利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。 ・ 苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。 ・ 福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。 また、cの要件を満たさない場合の弾力運用は、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日障発第0312002号等)通知の(問5)に照らし妥当か。 イ 運用収入の本部経理区分への繰入額は妥当であるか。 ウ 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。 また、使途及び使用計画は、実情に則したものであるか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 1 1 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 5 条、第 11 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 177 第 4 条、第 9 条、第 10 条 昭 23 厚令 63 第 5 条 平 16 社援発第 0312001 号等</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>エ 前期未払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事会の承認手続や用途は適正なものとなっているか。また、前期未払資金残高の取崩しについて、上記弾力運用の要件のうち、アの C の要件を満たさない場合は、所轄庁への事前協議は行われているか。</p> <p>オ 積立金の目的以外の使用について、所轄庁への事前協議が行われているか。</p> <p>カ 運営費の管理、運用は、安全確実にかつ換金性の高い方法で行われているか。</p> <p>(10) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 42 条</p> <p>労働基準法等</p>
<p>3 防災対策の充実強化</p>	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち 1 回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、消防関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p>	<p>平 18 厚令 177 第 7 条 昭 23 厚令 63 第 6 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>また、児童福祉施設においては、消火訓練及び避難訓練を月 1 回以上実施されているか。</p>	